

後期高齢者医療保険料のお知らせ

均等割額 (被保険者全員が等しく負担)	+	所得割額※ (加入者本人の所得に応じて計算)
医療分 55,996 円 子ども分 1,350 円		(7年中の総所得金額－基礎控除額 43 万円) × 所得割率 9.98 % (医療分 9.73% 子ども分 0.25%)
※子ども分は「子ども・子育て支援金制度」にかかる負担金		
※総所得金額は総収入額から必要経費や公的年金控除を引いた金額		
= 年間保険料額		
医療分：年85万円が上限です 子ども分：年2万1千円が上限です		

保険料が**軽減**される場合があります

①所得が低い世帯の方

被扶養者と世帯主の所得に応じて均等割額が軽減されます。

②社会保険などの被扶養者であった方

所得割額がかからず、均等割額が5割軽減されます。(制度加入後2年間のみ適用)

〈軽減後の均等割額〉

世帯主と被保険者の総所得金額などが 下記の基準を超えない世帯	令和8年度から	
	軽減割合	均等割額
基礎控除額 (43万円) + (給与・年金所得者等の数－1) × 10万円	医療分 7.2 割 子ども分 7 割	医療分 15,678 円 子ども分 405 円
基礎控除額 (43万円) + (給与・年金所得者等の数－1) × 10万円 + 31万円 × 世帯の被保険者数	5 割	医療分 27,998 円 子ども分 675 円
基礎控除額 (43万円) + (給与・年金所得者等の数－1) × 10万円 + 57万円 × 世帯の被保険者数	2 割	医療分 44,796 円 子ども分 1,080 円

後期高齢者医療保険料の
納入通知書を送付します

7月中旬に、75歳以上ま

たは一定の障がいのある65

歳以上の方へ後期高齢者医

療保険料の額をお知らせす

る通知書をお送りします。

保険料額は、秋田県後期高

齢者医療広域連合が令和7

年中の所得に応じて決定し

ています。後期高齢者医療

保険は、高齢者の皆さんが

安心して医療を受けられる

よう国民全体で支え合う制

度です。ご理解・

ご協力をお願いし

ます。



■特別徴収(年金からの引

き落とし)の方の納め方

◇4月・6月・8月(仮徴収)

前回(2月)と同額が年

金から引き落とされます。

◇10月・12月・2月(本徴収)

令和7年中の所得などを

基に算出した8年度保険料

から仮徴収分を除いた額が

年金から引き落とされます。

■普通徴収(納付書での支

払い)の方の納め方

納付書または口座振替で

納めます。保険料を納付書

で納めている方は、納め忘

れの心配がなく、納付の手

間を省ける口座振替をお勧

めします。

※年度途中に納付対象とな

った方は、郵送する納付

書で納めてください。

■確定申告の

社会保険料控除について

特別徴収の場合、社会保

険料控除は本人分となりま

す。普通徴収の場合、本人

または生計を一にした親族

などが控除対象となり、口

座振替の場合は、口座名義

人が控除対象となります。

■保険料の納付が困難な方

災害や失業などにより著

しく所得が減少するなど、

特別な事情により生活に困

窮していると認められると

きには、申請により保険料

の徴収猶予や減免を受けら

れる場合がありますのでご

相談ください。

▼問合せ 市民保険課

Tel 89・2159

地域局市民福祉課

Tel 73・2114